

博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第4号

博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動別記様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式（以下「移動後別記様式」という。）が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条等及び別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(登録の申請) 第1条 博物館法（以下「法」という。） <u>第11条</u> の規定により登録を受けようとする者は、 <u>別記第1号様式</u> による登録申請書を新潟県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。	(登録の申請) 第1条 博物館法（以下「法」という。） <u>第10条</u> の規定により登録を受けようとする者は、 <u>地方公共団体にあつては別記第1号様式、一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人にあつては別記第2号様式</u> による登録申請書を新潟県教育委員会に提出しなければならない。
(登録原簿) 第2条 博物館登録原簿は、 <u>別記第2号様式</u> による。	(登録原簿) 第2条 博物館登録原簿は、 <u>別記第3号様式</u> による。
(登録事項等の変更) 第3条 <u>法第15条第1項</u> の規定による変更の届出は、 <u>別記第3号様式</u> による。 2 (略)	(登録事項等の変更) 第3条 <u>法第13条第1項</u> の規定による変更の届出は、 <u>別記第4号様式</u> による。 2 (略)
(廃止) 第4条 <u>法第20条第1項</u> の規定による廃止の届出は、 <u>別記第4号様式</u> による。 2 (略)	(廃止) 第4条 <u>法第15条第1項</u> の規定による廃止の届出は、 <u>別記第5号様式</u> による。 2 (略)
(公表) 第5条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u> <u>(1) 法第14条第1項の規定により博物館として登録したとき。</u> <u>(2) 法第15条第2項の規定により登録事項の変更登録をしたとき。</u> <u>(3) 法第19条第1項の規定により登録を取り消したとき。</u> <u>(4) 法第20条第2項の規定により登録を抹消したとき。</u> <u>(5) 法第31条第1項の規定により博物館に相当す</u>	(公示) 第5条 <u>博物館の登録、廃止、法第11条第1項の登録事項の変更及び取消については、公示するものとする。</u>

る施設として指定したとき。

(6) 法第31条第2項の規定により指定を取り消したとき。

(実施細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別記第1号様式

博物館登録申請書

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
(略)	

博物館法第12条の規定により、登録の申請をいたします。

年 月 日

設置者 氏 名

新潟県教育委員会様

第2号様式

博物館登録原簿

(略)

第3号様式

博物館登録申請書記載事項変更届

(略)

博物館法第15条第1項の規定により、届け出ます。

年 月 日

設置者 氏 名

新潟県教育委員会様

第4号様式

博物館廃止届

別記第1号様式

博物館登録申請書

事 項	記 載 欄
設置者の名称	
(略)	

博物館法第11条の規定により、次の書類を添付して登録の申請をいたします。

記

- (1) 設置条例の写
- (2) 館則の写
- (3) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- (4) 当該年度における事業計画書
- (5) 当該年度における予算の歳出の見積に関する書類
- (6) 博物館資料の目録
- (7) 館長の氏名及び学芸員その他の職員の種別と氏名を記載した書面

年 月 日

市町村長 氏 名

新潟県教育委員会様

第2号様式

博物館登録申請書

(略)

第3号様式

博物館登録原簿

(略)

第4号様式

博物館登録申請書記載事項変更届

(略)

博物館法第13条第1項の規定により、お届けいたします。

年 月 日

市町村長（設置者）氏 名

新潟県教育委員会様

第5号様式

博物館廃止届

<p>(略)</p> <p>博物館法第20条第1項の規定により、<u>届け出ます。</u></p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">設置者 氏 名</p> <p>新潟県教育委員会様</p>	<p>(略)</p> <p>博物館法第15条第1項の規定により、<u>お届けいたします。</u></p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町村長（設置者）氏 名</p> <p>新潟県教育委員会様</p>
---	---

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。